

補助第86号線（志茂地区）

沿道まちづくりニュース

第 **10** 号
(令和8年夏号)

発行 東京都 第二市街地整備事務所
(公財) 東京都都市づくり公社
第二防災まちづくり事務所

平素より、東京都の進めるまちづくりにご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
東京都及び東京都都市づくり公社では、安全で災害に強いまちづくりの実現を
目指し「補助第86号線（志茂地区）」の整備を引き続き進めてまいります。

事業の進捗状況について

現在は、道路整備に向けた用地取得を進めています。
用地取得の進捗率は、約55%（令和8年3月末時点）です。

事業の概要については、
第二市街地整備事務所ホームページをご覧ください⇒



土地価格の動向について

地価公示は、国土交通省が、都市計画区域等における標準地を選定して、毎年1月1日時点の
1㎡当たりの正常な価格を公示するものです。一般的な土地取引の指標や、公共事業用地の取得
価格算定の規準とされています。志茂地区周辺における地価公示は、以下の通りです。

地価公示 標準地番号	所在及び地番	住居表示	地積(㎡)	調査基準日	
				令和8年1月1日	令和7年1月1日
				価格(円/㎡)	価格(円/㎡)
北-5	東京都北区志茂1丁目14番62	志茂1-14-10	105	632,000	570,000
北5-15	東京都北区志茂2丁目49番6外	志茂2-49-1	150	857,000	758,000
北5-17	東京都北区志茂2丁目2番20外	志茂2-2-15	204	1,090,000	930,000

(出典：国土交通省Hp)



【物件調査にご協力ください】

物件調査は、補償金の算定を行うために必ず必要となる工程です。（これにご協力いただ
いたからといって、すぐに土地の売買契約をお願いするものではありません。）まだ調査が
お済みでない家屋につきましては、今年度調査へのご協力をお願いします。

◆物件調査の流れ

（調査1回目）調査会社がお部屋に入らせていただき、設備等を目視で確認します（半日
目安）。その後、図面や調書等を取りまとめます（数か月程度）。

（調査2回目）職員4～5人程度で、再びお部屋に入らせていただき、図面等に間違いが
ないか確認いたします（1時間目安）。

お知らせ

都市せいっぴ

(都市整備局キャラクター)



■令和6年4月1日から**相続登記が義務化**されました。これより以前に相続した不動産についても、登記義務化の対象になります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

詳細については、法務省のホームページをご参照ください



■令和8年4月1日から**不動産の住所・氏名変更登記が義務化**されました。

不動産の所有者が住所や氏名を変更した場合、2年以内に登記申請が必要です。申請を怠ると5万円以下の過料が科されることがあります。

詳細については、法務省のホームページをご参照ください。



■**スマート変更登記**をご存じですか。

無料の手続きをしておくと、その後は法務局が自動で住所等の変更登記を行ってくれるサービスが始まっています。



道路予定地の管理について

みなさまからお譲りいただいた道路予定地は、道路整備が進むまで東京都にてフェンスで閉鎖した上で管理を行います。

もし道路予定地内にて、例えば違法駐車やゴミの不法投棄を見かけたり、また地震や台風・大雨等で異常にお気づきの際は、お手数ですが下記までご連絡をお願いします。

●東京都第二市街地整備事務所 事業課 まちづくり推進担当 TEL : 03-5389-5170

また、道路予定地内に放置自転車がある場合は、下記へご連絡をお願いします。

●北区役所 自転車撤去コールセンター TEL : 03-3908-1232

まずはご相談ください

東京都 第二市街地整備事務所 事業課

○物件調査、補償金に関すること まちづくり用地担当 丸山 電話 : 03-5389-5161

○事業内容、測量に関すること まちづくり推進担当 徳永、野原 電話 : 03-5389-5170

(公財) 東京都都市づくり公社 第二防災まちづくり事務所

○物件調査、補償金に関すること 用地課 小松、銀川、芳賀、小林、松井 電話 : 03-6454-3823